

栃木県鹿沼市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

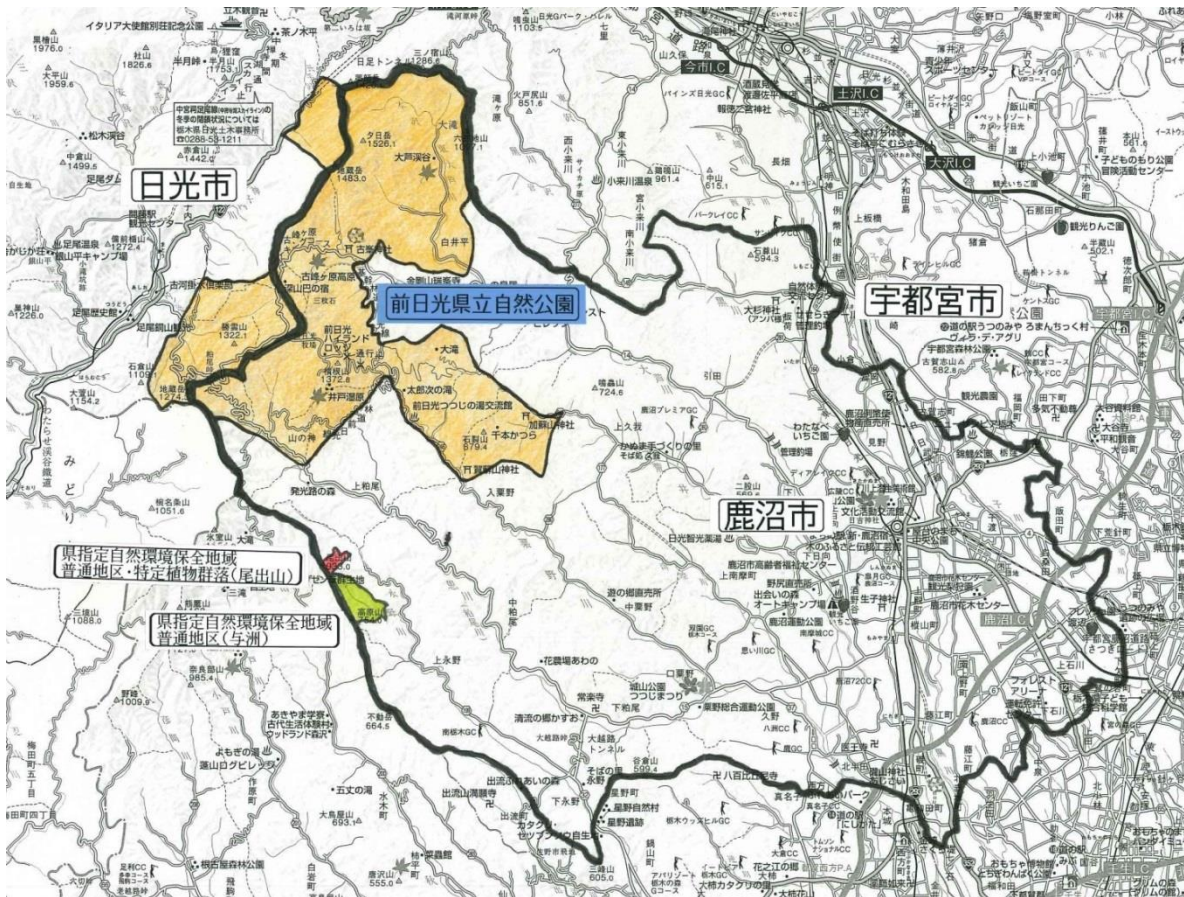
（１）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 7 月 31 日現在における栃木県鹿沼市の行政区域とする。

面積は、49,064ha である。

本区域は、自然環境保全法に規定する県指定自然環境保全地域（特別地区：尾出山、普通地区：与洲）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落が含まれる。自然公園法に規定する前日光県立自然公園（全面積 10,982ha のうち 8,913ha（81.2%））を有するため、「8」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園・国定公園は、本区域には存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

鹿沼市は、栃木県の県央西部にあり、圏域の北部は国際観光地の日光に隣接し、東部は県都宇都宮市に隣接、南部は佐野市・栃木市・壬生町に隣接し県内の4市1町、群馬県1市に隣接している。

市内の約7割は森林で覆われており、西北部の奥深い山々を源として、大芦川、荒井川、栗野川、思川、永野川が、日光方面からは黒川が南流する。中心市街地は、黒川の河岸低地と東部高台に形成されている。このような立地条件を活かし、さつきを中心とした花木の種苗を扱う自然型テーマパークの花木センターやキャンプ・釣り・いちご狩り・田植等、体験型施設である出会いの森総合公園等の観光資源を有する。

鹿沼市は例幣使街道の宿場町の一つであり、日光東照宮の修繕に関わる職人の宿場として職人の技術が受け継がれている。現在でも、当時受けつがれた技術から派生した木工業や金属加工業が盛んであり、木工業については伝統産業である組子を初めとした木工建具や家具の製造が盛んである。金属加工業については、航空宇宙産業や医療機器産業等の先端加工技術分野への展開が図られている。

また、中山間地域に位置することから農業や林業も主要産業であり、農業については全国でも有数の生産量と品質を誇るいちごの生産を初め、にら、トマト等の園芸作物や梨・そば・こんにゃくいも、茶等の幅広い作物を生産。近年では高値での取引が期待できるマカの生産や6次化へ取り組む生産者も増加している。また、畜産においては肉用牛を始めとし、豚・鶏等も盛んであり、特に肉用牛については高い評価を得ている。林業については、市域7割を占める森林資源を背景に、建材の生産・加工・流通と川上から川下まで連携した生産基盤を有し、森林認証材の認証を得ており新国立競技場や東京五輪関連施設への利用を推進している。

交通インフラとしては東北縦貫自動車道鹿沼インターチェンジを有し首都東京まで約1時間、東北最大の都市である仙台へも約3時間で移動が可能である。また、鹿沼インターチェンジは北関東自動車道へのアクセスも良いことから、水戸市・前橋市へも約1時間で移動が可能である。鉄道路線においては、東武日光線の新鹿沼駅など5駅、JR日光線の鹿沼駅を有し首都圏とつながる広域交通の要衝として、高い地理的優位性を有している。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域では鹿沼営業戦略を基に、おもてなし観光の拡大を目指している。その素材として、ユネスコ無形文化遺産に登録された「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」をはじめとし、栃木県と JR が中心となって実施するディステネーションキャンペーンを活用し、まちなか拠点とその周辺観光拠点による回遊性を高めることにより、観光産業を充実させ付加価値を生み出す。特に鹿沼 IC に近い「花木センター」を「観光拠点」として位置付け、本地域の地場産業である木工業との連携による「木育」・さつきを中心とした園芸・花卉関連産業との連携による「花育」・豊かな農産物を活用した「食育」のテーマパークへリニューアルすることにより、観光客の入れ込み販売額増加を目指すと共に本地域のまちなかエリアの伝統文化と前日光県立公園エリアのグリーンツーリズムといった幅広い観光ソリューションの提供による相乗効果から、観光入れ込み客数の増加と滞在時間増加による一人当たりの観光消費額の増加を図り観光産業に関わる企業の付加価値額の向上を目指す。

また、当該地域においては、木工業及び金属加工業の製造業集積地域でもある。木工業においては、伝統的な建具製造技術を現代の建築様式に生かした建具部材製造者や家具製造者が多く、金属加工業においては、自動車部品関係や医療機器関係・航空機部品等の製造者が多く、今後の人口減少社会における持続可能な社会を構築していくためには、産業維持・成長が必要である。そのため、当市においては 15 年後を見据えたあるべき姿と、それらを実現するための具体的な取り組みとして、第 7 次総合計画を策定した。総合計画における「雇用の創出と働く環境づくり」、「地域産業の振興」に基づき、製造業に対する職場環境改善支援や技術・製品の開発支援を実施することにより、特色ある地域産業による地域経済の牽引を目指し、質の高い雇用の創出を図ると共に、付加価値額の増加を図る。

(2) 経済的効果の目標

- ・促進区域での地域経済牽引事業による付加価値額増加分

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	352 百万円	—

(算定根拠)

・1 件あたり平均 4,693 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.5 倍の波及効果を与え、促進区域で 352 百万円の付加価値の創出を目指す。

◇ $4,693 \text{ 万円} \times 1.5 \times 5 \text{ 件} = 35,197 \text{ 万円}$

(1 件当たりの目標額 平均付加価値額) $\times$ (栃木県全産業波及度 1.3546 $\rightarrow$ 1.5) $\times$ (地域経済牽引事業件数)

[出典] 栃木県産業連関表 平成 23 年参照

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,693 万円（栃木県の１事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業計画の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する地域経済牽引企業候補の取引額が開始年度比で 1%以上増加すること
- ②促進区域に所在する地域経済牽引企業候補の売上が開始年度比で 1%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の従業者数が開始年度比で 1 人以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の総給与所得合計額が開始年度比で 2.5%以上増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で案分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

（地図） 設定しない

（２）区域設定の理由

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①鹿沼市の木工業の集積を活用した観光
- ②鹿沼市の花木センター、出会いの森総合公園、まちの駅新鹿沼宿、屋台のまち中央公園、前日光県立自然公園、鹿沼今宮神社祭の屋台行事等の観光資源を活用した観光
- ③鹿沼市のさつき・鹿沼そば・とちおとめ・かぬま和牛等の特産物を活用した観光
- ④鹿沼市の木工業や金属加工業の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

①鹿沼市の木工業の集積を活用した観光

本地域は木工業の集積地であり、木材製品の製造や木工家具の製造が盛んである。木工業を営む企業は、本地域の製造業約 400 社の内約 100 社が木工業に携わっており本地域に立地する企業の約 25%を占めている。付加価値額の特化係数は木材木製品製造業が 11.2 と全国平均 1 を大きく上回っており、家具装備品製造業においても 7.54 と木工業に関する業種の付加価値額が全国に比して高い。さらに、従業者数の特化係数においても木材木製品製造業が 12.69、家具装備品製造業が 10.56 と、本地域の木工業関連産業は全国に比して高く、付加価値額・従業者数において高い優位性を有している。また、本地域の木工業は日光東照宮の修繕に関わる職人の技術を継承するかたちで発展を遂げ現在の家具や木製品製造業へ活かされている。材料となる鹿沼産材は適正に管理された森林から産出された木材として一般社団法人日本森林技術協会の「SGEC 認証規格」の認証を得ている森林認証材で、流通過程においても本地域の林業者・製材業者・加工業者・流通業者と川上から川下までの連携した生産基盤を構築。生産～加工～物流におけるサプライチェーンに置いて木工業における強みを有している。

なお、木工産業については、鹿沼市総合戦略に定める鹿沼営業戦略の観光資源の活用に位置付けており一体的に推進していく。

②鹿沼市の花木センター、出会いの森総合公園、まちの駅新鹿沼宿、屋台のまち中央公園、前日光県立自然公園、鹿沼今宮神社祭の屋台行事等の観光資源を活用した観光

本地域には花木センター、出会いの森総合公園、まちの駅新鹿沼宿、屋台のまち中央公園・つつじの湯・千手山公園・城山公園・前日光県立自然公園の観光拠点となる資源を有し、平成 28 年度の来場者が、花木センターは 487,812 名、出会いの森総合公園は 33,886 名、まちの駅新鹿沼宿は 680,738 名屋台のまち中央公園は 17,335 名、つつじの湯は 77,800 名、千手山公園は 77,735 名、城山公園は 6,350 名であった。

また本地域は、その約 7 割が自然に囲まれた地域であり、黒川・思川・栗野川・永野川といった思川水系の河川が北西から南東に流下しており、水質はイワナやヤマメ等の清流を生息域とする魚が生息できるほど綺麗な水域で、夏場には県内・県外から約 20,000 人の観光客がバーベキューや釣りキャンプなどを目的に訪れている。さらに、本地域の北西部に位置する前日光県立自然公園は、登山道やハイキングコースが整備されていることから、登山客が多く一年を通し様々な風景を楽しむことができ、約 140,000 人が登山やハイキングへ訪れている。今年度からはこれらの自然環境を活用したグランピングやキャニオニングが展開されており、今後更なる観光客入込客数の増加が見込まれる。

なお、栃木県内の日帰り公営温泉・入浴施設 20 か所の過去 6 年間の年間平均観光客入込客数は 131,000 名、大規模公園・複合公園 12 か所の過去 6 年間の平均入込客数は 344,000 名、道の駅 22 か所の過去 6 年

間の年間平均観光客入込客数は 772,000 名、自然・動植物園等 4 か所の過去 6 年間の年間平均観光客入込客数は 441,000 名であり、県内の主だった観光施設に比して本地域の観光施設は小規模であることを勘案すると、観光客入込客数においては、栃木県内の観光施設の平均観光客入込客数と比較して競争力を有している。

また、鹿沼今宮神社祭屋台行事は、国指定重要民俗文化財であり、平成 28 年 12 月に全国 32 か所の祭りとともに「ユネスコ無形文化遺産」に登録された。平成 28 年度の観光客は 290,000 名である。この行事で曳きまわされる屋台は、絢爛豪華な彫刻が施され、木の街鹿沼と日光（東照宮）との歴史的、地理的な影響による重要な観光資源となっている。

なお、花木センター、出会いの森総合公園、まちの駅新鹿沼宿、屋台のまち中央公園、前日光県立自然公園、鹿沼今宮神社祭の屋台行事等の活用については、鹿沼市総合戦略に定める鹿沼営業戦略の観光資源の活用に位置づけており、一体的に推進していく。現在、花木センターは、「花のテーマパーク事業」を展開。その他「大芦川流域活用事業」、「ニューツーリズム・グリーンツーリズム事業」、「フィルムコミッション事業」、「秋祭り外国人向けPR事業」など観光資源を活用した観光おもてなし事業を展開している。

③鹿沼市のさつき・鹿沼そば・とちおとめ・かめま和牛等の特産物を活用した観光

特産物である農産物は、大田市場において最高値で取引をされる「とちおとめ」を始めとした「施設野菜」であり、その販売金額は 397,585 万円と市内の農産物で最も多い。また、本地域は、さつきの一大産地であり「花き・花木」の販売額が 152,795 万円であり、「施設野菜」と「花き・花木」は本地域における農産物の販売金額の約 45%を占めるものである。

「鹿沼そば」については、生産・販売にこだわり「関東一のそばの郷」を目標に、「鹿沼そば振興会」によりイベント開催や他地域への出店活動が行われている。「鹿沼そば」は、香りが高く甘みがあることが特徴である。収穫の安定化に向け宇都宮大学との共同研究も行われており、高品質のため、県内他地域にも流通されている。市内そば店での利用率は 65%であるため鹿沼市において「鹿沼そば流通振興補助金」を創設し、相場高に対し支援を行っている。

「かめま和牛」については、「かめま和牛振興会」を組織し、生産、販売の促進に努め、毎年かめま和牛まつりを実施している。肉用牛は、全国レベルの品評会である J A 全農技肉共励会において名誉賞（第一位）を獲得するなど、技術力の高い生産者によって高品質な牛肉が生産されている。平成 28 年の生産・販売額は 68,260 万円であり、東京の市場にその多くが出荷され都内の高級店で消費されている。地産地消にも力を入れ、地元特産物として販売する体制づくりも進めている状況である。

これらの特産物を活用し、生産地ならではの安全・安心で、おいしい特産品で多くの観光客を呼び込み食してもらうことで、リピーターを増やしさらに観光につなげていくことが想定される。

なお、さつき・鹿沼そば・とちおとめ・かめま和牛の特産物の活用については、鹿沼市総合戦略に定める鹿沼営業戦略の観光資源の活用に位置づけており、一体的に推進していく。

④鹿沼市の木工業や金属加工業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域は①で記載したとおり木工業の集積地であるが、金属加工業の集積地でもあり、自動車部品や医療機器・航空機部品の製造が盛んである。本地域の製造業約 400 社の内約 100 社が木工業に携わっており本地域に立地する企業の約 25%を占める。また、金属加工業は木工業に次いで約 60 社と 15%を占め、両業種で本地域の 4 割に上る。付加価値額の特化係数は木材木製品製造業が 11.82 と全国平均 1 を大きく上回っ

ており、家具装備品製造業においても 7.54、非鉄金属製造業で 7.68 と木工業及び金属加工業に関する業種の付加価値額が全国に比して高い。さらに、従業者数の特化係数においても木材木製品製造業が 12.69、家具装備品製造業が 10.56、非鉄金属製造業で 4.66 と、本地域の木工業及び金属加工関連産業は全国に比して高く、付加価値額・従業者数において高い優位性を有している。

本地域の木工業は日光東照宮の修繕に関わる職人の技術を継承するかたちで発展を遂げ現在の家具や木製品製造業へ活かされており、金属加工業と合わせて地域の経済を牽引している。また、木工業で材料となる鹿沼産材は適正に管理された森林から産出された木材として一般社団法人日本森林技術協会の「SGEC 認証規格」の認証を得ている森林認証材である。さらに、流通過程においても本地域の林業者・製材業者・加工業者・流通業者と川上から川下までの連携した生産基盤を構築していることから生産～加工～物流におけるサプライチェーンにおいても木工業は強みを有している。

金属加工業については、航空機部品製造において大きく成長しその後、自動車部品製造へ参入した企業も多く、大手自動車メーカーとのアライアンスの中で、精密な加工技術や製造プロセスにおける高い管理能力を磨いてきた企業が集積している。近年では、医療機器分野やロボット分野・測定分野など高付加価値産業へ参入する企業も出てきており、当市産業の基幹産業として重要な位置を占めている。

なお、鹿沼市総合戦略において、木工業、金属加工業は施策の柱の一つである、「産業の振興と安定した雇用の創出」に位置付けられており、一体的に推進していく。

また、鹿沼市独自の施策として、地場産業トータルサポート事業補助金制度を制定し、企業の研究開発・販路拡張・商標登録等に対して支援を実施している（平成 30 年度支援実績 3 件：木工業 1 件・金属加工業 1 件・木工金属加工連携事業 1 件）。

以上のことから、木工業や金属加工業の集積を活用して、成長ものづくり分野を推進していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

鹿沼市総合戦略に定められている鹿沼営業戦略に基づき、地域の特性を生かした観光産業へ関わる地域事業者のニーズ、戦略を踏まえ、適切な事業環境整備が重要である。

また、鹿沼市総合計画の主要施策に位置づけた地域産業の振興に基づき、地域の特性を生かした中小企業、伝統産業の活性化を図るため、地域企業のニーズ把握を行うとともに、資金調達、イノベーション、販路開拓等の支援を総合的に進める必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関連施策

平成 29 年度～令和 3 年度の地方創生推進交付金を活用し、以下の事業を推進する。

- ・公益財団法人鹿沼市花木センター公社及び鹿沼市観光物産協会の体制強化を行い、企業との連携のもと地域資源の活用促進や PR を実施し、総合的な観光事業を展開、将来的には地域商社としての機能性の付加を目指す。
- ・市内木材・木工関連団体に対し木材・木工製品を海外市場へ展開するための商社機能の整備を図り、市内木材・木工業者の海外販路の開拓を図る。併せて木材・木工業者のデザイン力・提案力を強化し製品開発力を醸成することで、継続的・持続的な海外市場への参入を目指す。

<鹿沼市におけるこれまでの活用実績>

○地方創生先行型（平成 27 年度：平成 26 年度繰越分）

- ・「杉インフィルプロモーションミックス支援事業」：木工産業と機械金属産業のコラボ商品販売 PR
- ・「人材誘致支援事業」：大芦川活用でのグランピング事業。レンタサイクル事業。空旅館活用の宿泊とレンタルスペース事業
- ・「大芦川流域活用事業」：大芦川の来客者への駐車場・トイレ設置

○地方創生加速化交付金（平成 28 年度：平成 27 年度繰越分）

- ・「SATSUKI BONSAI 聖地のチャレンジ！稼げるフラワーガーデンプロジェクト」：いちご摘み取り体験、いちご商品販売（ベリーズカフェ）の設置

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①地域経済牽引事業の促進に資するため、第7次鹿沼市総合計画・鹿沼市総合戦略とともに事業の効果検証を行い、鹿沼市ホームページに掲載し、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①事業者の抱える課題解決のための相談窓口を鹿沼市産業振興課に設置する。相談の内容に対しては、栃木県産業労働観光部産業政策課との連携を図りながら対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①鹿沼市において、市内観光拠点の連携強化について検討を行う。

②栃木県、栃木県産業技術センター、栃木県産業振興センター、JETRO 等との連携を強化し、鹿沼市においてはハード・ソフト両面での輸出に関する企業支援の拡充を検討する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初 年 度)	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 度 (最終 年度)
【制度の整備】							
① 地方創生 推進交付 金の活用 (木材・木 工業の海外 展開基盤整 備事業)		6 月 申請 8 月 交付決定 9 月 補正予算 10 月 事業開始	運用	運用	運用		
② 地方創生 推進交付 金の活用 (鹿 沼 市 観 光 物 産 協会)							活用検討
③ 地方創生 推進交付 金の活用 (公益社団 法人花木セ ン タ ー 公 社)							活用検討
【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】							
① 事業の効 果検証	H 28 分 評価・公 表	H 29 分 評価・公 表	H 30 分 評価・公 表	R1 分評 価・公表	R2 分評 価・公表	R3 分評 価・公表	R4 分評 価・公表
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
① 栃木県	検討・設 置	検討・運 用	運用	運用	運用	運用	運用
② 鹿沼市	検討・設 置	検討・運 用	運用	運用	運用	運用	運用

【その他】							
①観光拠点の連携強化	検討	検討	運用	運用	運用	運用	運用
②他地域との輸出連携強化	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の推進にあたっては、栃木県のアドバイスの下、鹿沼市、鹿沼市観光物産協会、鹿沼商工会議所、栗野商工会、鹿沼相互信用金庫、各種団体等の持つ各ネットワークを活用するとともに、それぞれの機関が持つ能力を発揮するだけでなく、相互に連携しながら、各種支援を効果的に実施できる体制を構築する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

鹿沼市観光物産協会：主要観光イベントへの支援や市特産品の販売支援を行う

鹿沼商工会議所・栗野商工会：本地域の産業振興を目的に、販路掘り起し、地域連携、異業種連携、後継者育成などの支援

鹿沼相互信用金庫：本市との地方創生連携協定による連携、企業の経営支援、相談、情報発信、融資

栃木県産業技術センター：技術開発における支援

栃木県産業振興センター：補助金活用や知的財産活用における支援

JETRO：海外展開支援

その他、地域経済牽引支援機関が行う支援の事業内容及び実施方法については、関係支援機関の理解醸成を図りながら、今後、関係者間で調整・検討していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

鹿沼市環境基本条例及び鹿沼市環境基本計画を策定しており、次の事項に配慮している。本地域経済牽引事業にも配慮を求める。

- ・環境の保全の基本理念を定め、環境施策を総合的、計画的に推進する。もって現在、将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活確保に寄与する。
- ・業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努める。
- ・造成工事等の施行に際しては、周辺に著しい影響（粉じん・濁水・騒音・振動等）を及ぼさないよう十分に配慮する。
- ・造成後の土地の環境面での維持管理（雑草・不法投棄等）については十分に配慮する。

- ・事業実施に当たっては、地元等関係者と十分協議をする。

自然環境保全法に規定する県指定自然環境保全地域（特別地区：尾出山、普通地区：与洲）、自然公園法に規定する前日光県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落などの区域、及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、多様な自然環境に十分に配慮する。

また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県森林環境部自然環境課及び市環境部環境課、経済部林政課と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

鹿沼市安全安心なまちづくり条例を策定しており、次の事項に配慮している。本地域経済牽引事業にも配慮を求める。

- ・犯罪の発生・未然防止、安全安心なまちづくりの推進を総合的に推進し、市民が安全かつ安心して暮らす地域社会の実現を目的とする。
- ・事業者は安全安心なまちづくりに理解を深め、その所有し、管理する施設及び活動に関し安全の確保に必要な措置を講ずる。また、市及び市民と連携し安全安心なまちづくりの推進に努める。
- ・事業者は自主的に安全安心なまちづくりを推進するため必要な知識、技術の普及その他安全安心なまちづくりに関する教育を行うよう努める。

（３）その他

①PDCA体制の整備等

本計画が鹿沼市総合戦略、第７次鹿沼市総合計画と一体的に実施していることから、毎年、鹿沼市総合計画審議会を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてＨＰ等で公表する。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

該当なし

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

１０ 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成２９年法律第４７号）附則第７条第１項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度

末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）